

門真市一般廃棄物処理基本計画 (概要版)

令和2(2020)年3月

門 真 市

第1部 総論

第1章 計画策定の趣旨

前回の門真市一般廃棄物処理基本計画は平成22（2010）年3月に改定し、それ以降、この計画に基づき、門真市（以下「本市」という。）ではごみの減量やリサイクル、適正処理に取り組んできました。

一方、国内では、循環型社会構築に向けた法制度等の基盤が着実に整備されるとともに、国連サミットで平成27（2015）年9月に採択されたSDGs（Sustainable Development Goals 持続可能な開発目標）の推進に代表されるように、地球温暖化防止の観点から、低炭素社会の実現をめざす動きがますます活発となってきています。本市でも令和2（2020）年3月に「門真市第6次総合計画」を策定したところであり、同計画に定められる一般廃棄物部門の施策を実現する役割を持つとともに、循環型社会の構築、地球温暖化防止に貢献する計画の策定が求められています。

このような状況の中で、公衆衛生の確保、循環型社会の構築、低炭素社会の実現にも配慮して、門真市一般廃棄物処理基本計画の策定を行うものです。

第2章 計画の位置付け

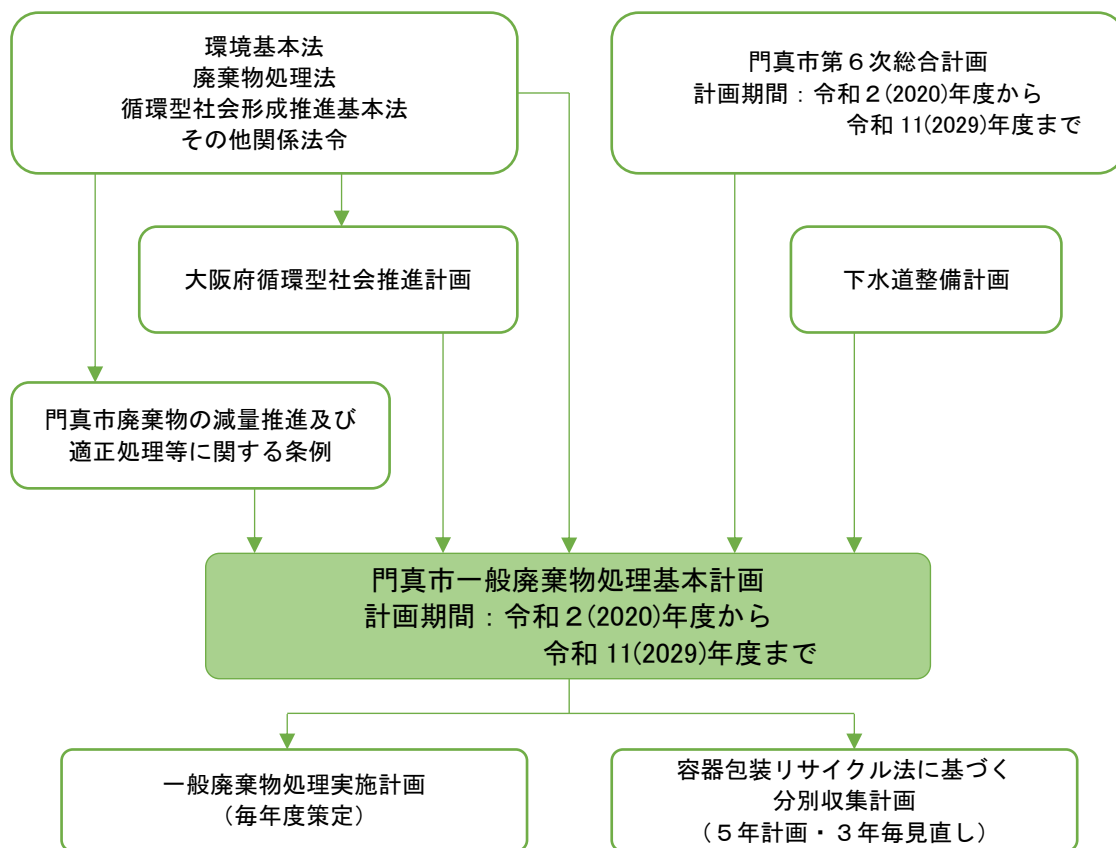


図1 計画の位置付け

第3章 門真市の概要

第1節 人口

本市の人口は減少傾向にあり、平成30（2018）年度の総人口は122,299人であり、平成21（2009）年度と比べ、この10年間で約7%減となっています。

世帯数は増加傾向にあり、平成30（2018）年度の世帯数は約62,000世帯であり、平成21（2009）年度と比べ、この10年間で約2%増となっています。しかし世帯人員は少子化を背景として減少傾向にあり、平成30（2018）年度の平均世帯人員数は1.97人となっています。

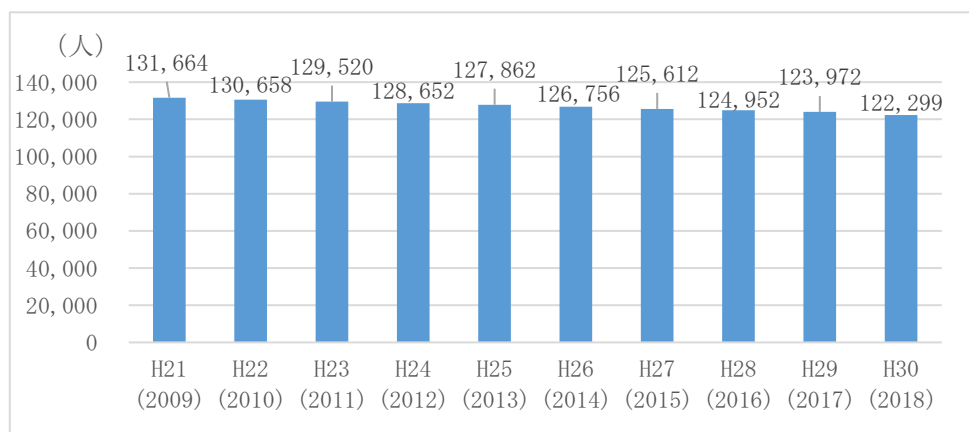


図2 人口推移

注：各年度の数値は10月1日現在の数値。平成30（2018）年度のみ年度末の数値である。

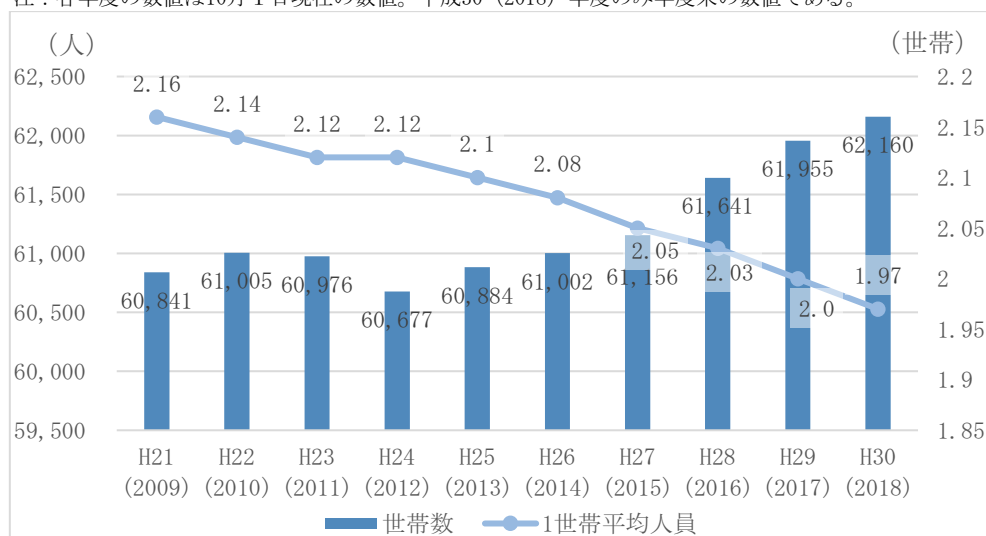


図3 世帯数と1世帯平均人員の推移

注：各年度の数値は10月1日現在の数値。平成30（2018）年度のみ年度末の数値である。

第4章 計画目標年度

本計画は、令和2（2020）年度を初年度、5年後の令和6（2024）年度を中間目標年度とし、10年後の令和11（2029）年度を最終目標年度としますが、計画期間内でも、社会経済情勢、関係法令や諸制度等が大きく変化した場合は、必要に応じて計画を見直します。

第2部 ごみ処理基本計画

第1章 ごみ処理システムの現状

第1節 ごみ処理システムの概要

本市では、家庭系ごみについては、普通ごみ（可燃ごみ）、小型ごみ（不燃ごみ）、粗大ごみ、資源ごみの収集・処理をしています。
 会社・商店等事業活動に伴って排出される事業系ごみ（一般廃棄物）を市の処理施設に搬入する場合は、有料での自己搬入又は収集運搬許可業者による搬入に限定しています。

(単位：t)

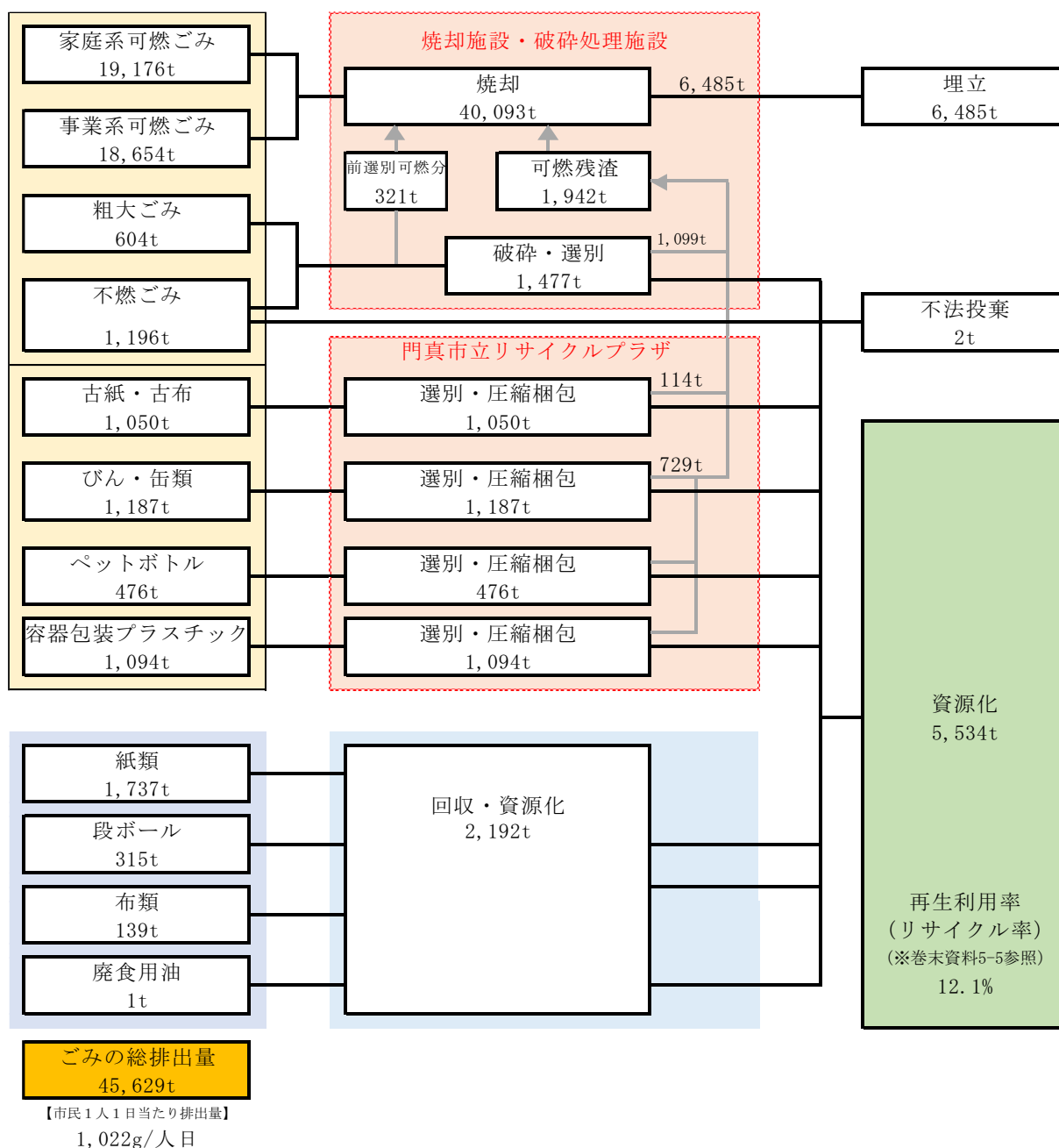


図4 ごみ処理フロー（平成30（2018）年度実績）

第2章 ごみ排出量及び処理量の現状

第1節 ごみ総排出量

本市の平成30（2018）年度のごみ総排出量は45,629 tであり、平成21（2009）年度と比べ、この10年間で約6,400 t（約12%）減少しています。

種別ごとにみると、平成30（2018）年度の家庭系ごみは24,097 t、事業系ごみは19,340 t、集団回収2,192 tとなっており、平成21（2009）年度と比べ、この10年間で家庭系ごみは約2,200 t（約8%）、事業系ごみは約3,000 t（約13%）、集団回収は約1,300 t（約37%）減少しています。

平成30（2018）年度のごみ総排出量における各種別の割合は、家庭系ごみが52.8%、事業系ごみが42.4%、集団回収が4.8%となっており、平成21（2009）年度時（家庭系ごみ50.5%、事業系ごみ42.9%、集団回収6.6%）と比べ、家庭系ごみの占める割合が若干増加しています。

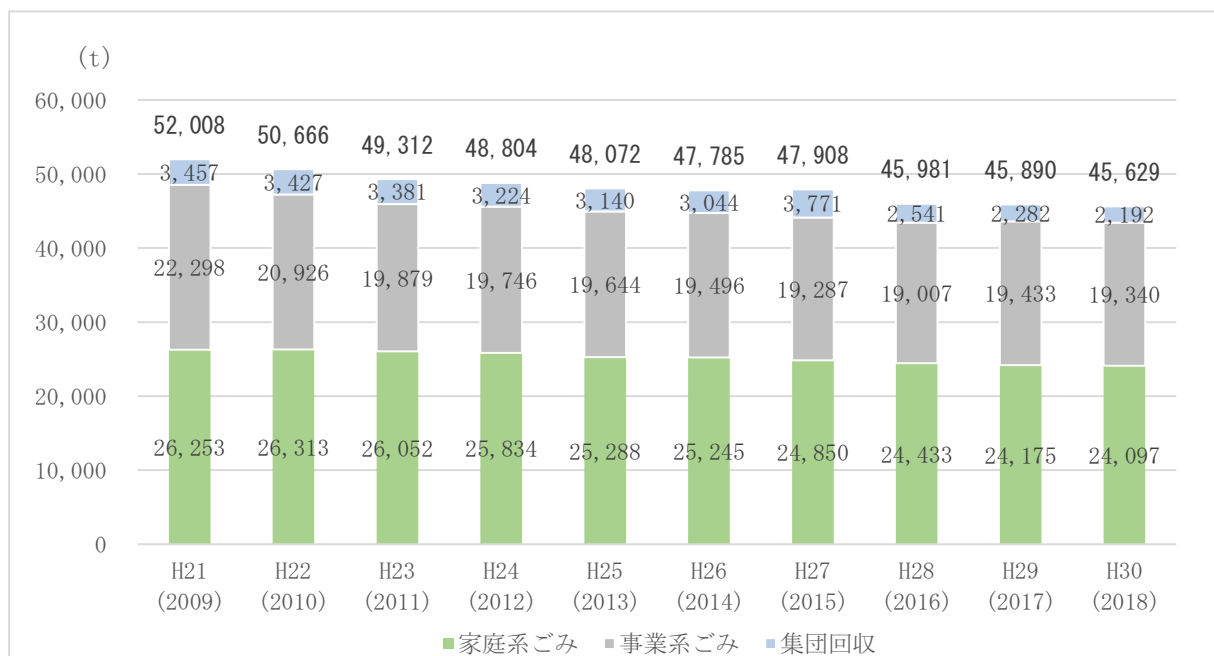


図5 ごみ総排出量の推移

第2節 区分別排出量の推移

(1) 家庭系ごみ区分別排出量の推移

可燃ごみは平成23（2011）年度以降減少傾向にあり、近年は19,000 t 程度になっています。不燃ごみは増減を繰り返しながら600～800 t 前後を推移しています。資源ごみも増減を繰り返しながら、近年では3,700 t 前後を推移しています。粗大ごみは平成26（2014）年度以降減少傾向にあり、近年は500 t 程度になっています。

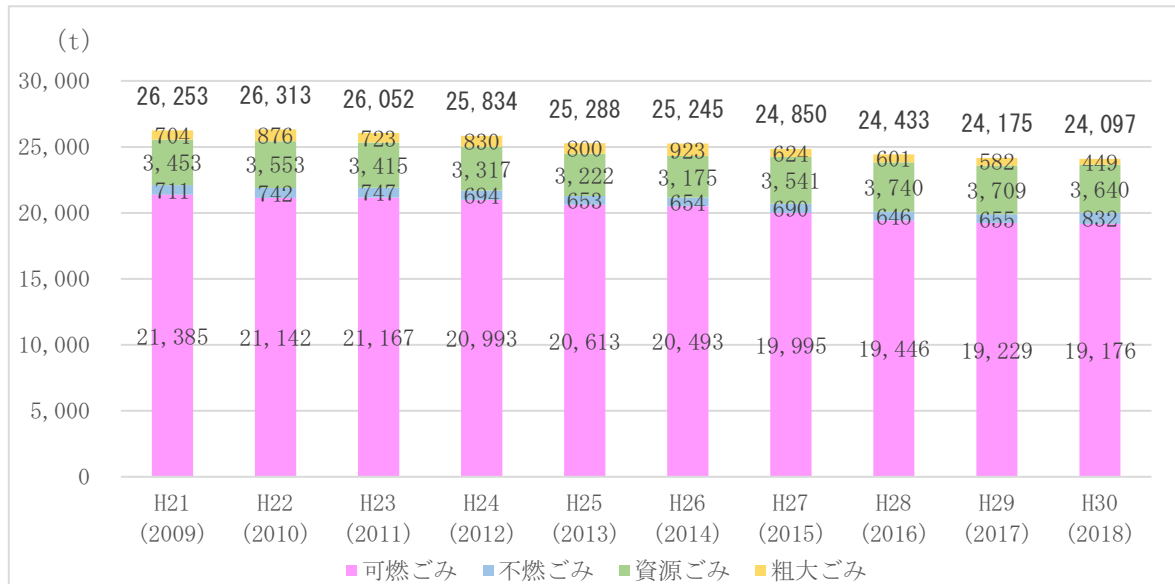


図 6 家庭系ごみ区分別排出量

(2) 事業系ごみ区分別排出量の推移

可燃ごみは平成21（2009）年度以降減少傾向にあり、近年は18,500 t 程度を推移しています。不燃ごみは平成25（2013）年度まで減少傾向にあり、それ以降は360 t 前後を推移しています。資源ごみと粗大ごみは、いずれも増減を繰り返しながら、近年では200 t 前後を推移しています。

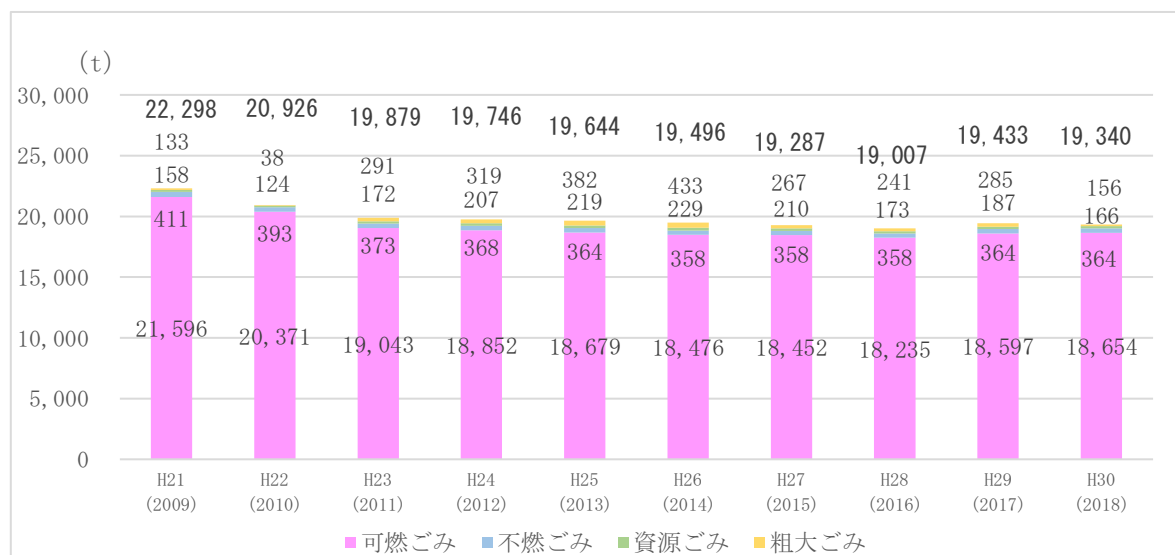


図 7 事業系ごみ区分別排出量

第3章 ごみ減量化の現状

(1) 前回計画の目標達成状況

前回計画目標値の達成状況は以下のとおりで、特に事業系ごみに関して目標が達成できておらず、その理由として事業系ごみに対する施策が十分に実施できていないことが考えられます。

表 1 前回計画目標値と実績の比較

項目	単位	前回計画中間 目標年度 H26(2014)年 度	同年実績	前回計画最 終目標年度 H31(2019)年 度	H30(2018)年 度実績	達成 状況	備考
人口		127,548	126,756	125,305	122,299	—	
事業所数		—	5,868	—	5,462	—	※1
従業員数		—	75,192	—	65,823	—	※1
①ごみ排出量	t	46,789	44,741	44,009	43,437	○	
家庭系	t	25,584	25,245	24,700	24,097	○	集団回収は含まない
事業系	t	21,205	19,496	19,309	19,340	×	※2
①ごみ排出量原 単位	g/人・日	1,005.0	967.0	959.6	973.1	×	
家庭系	g/人・日	549.5	545.6	538.6	539.8	×	集団回収は含まない
事業系	g/人・日	455.5	421.4	421.0	433.3	×	※2
③ごみになる前の 資源化量	t		—	—			
家庭系	t	3,995	3,044	4,311	2,192	×	※3
事業系	t	14,220	—	15,470	—	—	既存リサイクル量
④ごみとなった後の 資源化量	t	3,100	3,404	3,576	3,807	○	=資源ごみ量（直接搬入 の資源化分を含む）
家庭系	t	2,880	3,175	3,194	3,640	○	
事業系	t	220	229	382	167	×	※2
⑤ごみとなった後の資 源化量原単位	g/人・日	66.6	73.6	78.0	85.3	○	
家庭系	g/人・日	61.9	68.6	69.6	81.6	○	
事業系	g/人・日	4.7	5.0	8.3	3.7	×	※2

※1 前回計画設定数なし。実績は「門真市統計書（平成29（2017）年版）」より、平成26（2014）年度実績欄には同年度の値、H30(2018)年度実績欄には平成28（2016）年度実績値（最新の統計データ）を記載した。

※2 原因として事業系ごみの分別が不十分であること、昼夜間人口比率が高いこと等が挙げられる。

※3 集団回収量：前回計画「ごみになる前の資源化量」の内、「生ごみ堆肥化量」を除いた量

第4章 計画改定に向けた課題

(1)家庭系ごみ減量の推進

①厨芥類について

家庭系ごみのうち減量が可能なものとしては、ごみ組成調査結果から、厨芥類が34.0%を占めており、その内訳は手つかず厨芥が5.9%、食べ残しが6.0%、調理くず・その他が22.1%となっています。

手つかず厨芥については、アンケート調査の結果から「消費期限と賞味期限の違い・意味を理解している」の回答は87~90%と高い結果となっていますが、一方で「食品を購入する際に少しでも期限までの期間が長いものを買う」の回答が最も多く43%となっています。

また、食べ残しの原因として「普段より作り過ぎたから」の回答が最も多く35%となっています。

さらに、厨芥類の中で最も比率の多い調理くず・その他については、「野菜類の過剰除去」が多く、これらの削減に向けた対策が必要です。

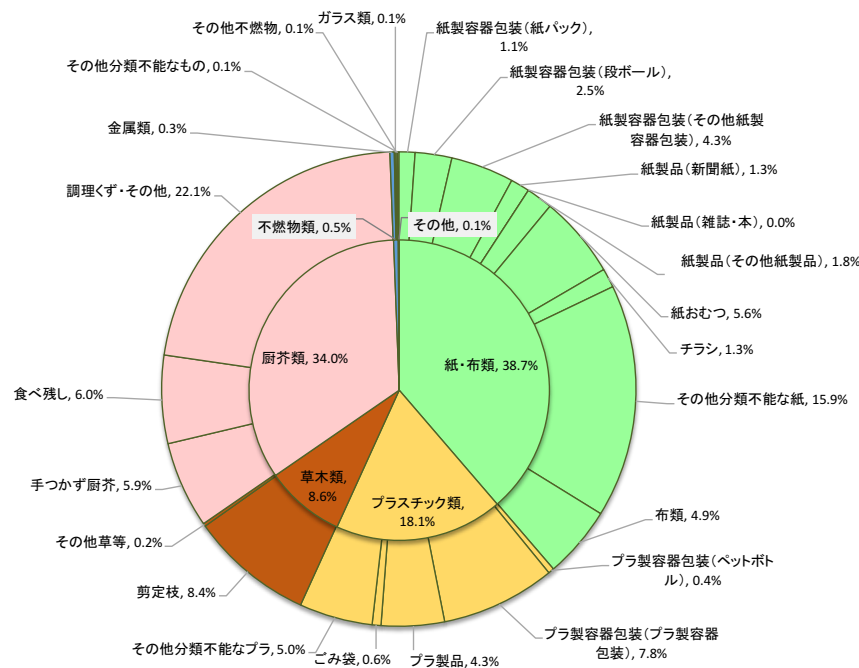


図8 家庭系ごみ組成調査結果（重量比）

（令和元（2019）年6月、門真市クリーンセンターにて実施）

②分別の徹底について

家庭系ごみのごみ組成調査結果から、プラ製容器包装として分別可能なものが8.2%（ペットボトル0.4%、その他プラ製容器包装7.8%）、古紙・古布として分別可能なものが4.9%（新聞紙1.3%、紙パック1.1%、段ボール2.5%）、小型ごみとして排出されるべきもの0.4%（金属類0.3%、ガラス類0.1%）が混入しており、これらの分別によりごみの減量及び資源化が可能です。

③その他資源化可能なもの

家庭系ごみのごみ組成調査結果から、草木類が8.6%、そのうち剪定枝が8.4%となっており、資源化の検討の余地があります。

(2)事業系ごみ減量の推進

①厨芥類について

事業系ごみのうち減量が可能なものとしては、ごみ組成調査結果から、厨芥類が55.1%を占めており、その内訳は手つかず厨芥が14.3%、食べ残しが27.1%、調理くず・その他が13.7%となっています。

これらの削減に向けた対策が必要です。

②分別の徹底について

事業系ごみのごみ組成調査結果から、プラ製容器包装として分別可能なものが11.9%（ペットボトル1.9%、その他プラ製容器包装10.0%）、古紙・古布として分別可能なものが3.0%（新聞紙0.4%、紙パック1.1%、段ボール0.8%、雑誌・本0.5%、チラシ0.2%）、小型ごみとして排出されるべきもの0.4%（金属類0.3%、ガラス類0.1%）が混入しており、これらの分別によりごみの減量及び資源化が可能です。

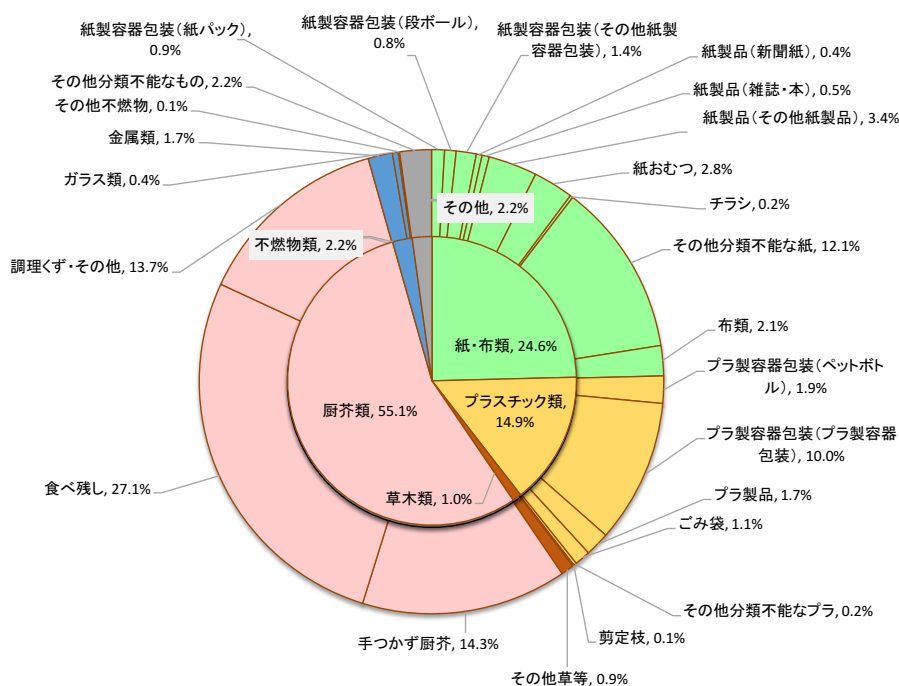


図 9 事業系ごみ組成調査結果（重量比）

（令和元（2019）年6月、門真市クリーンセンターにて実施）

③事業系ごみ1人1日当たり排出量について

事業系ごみの1人1日当たり排出量は、全国類似都市との比較においても57市

町村中51位、大阪府内の他都市との比較においても43市町村中38位と下位に位置しており、北河内7市の平均と比べても多くなっています。原因として、大阪府内の他都市との比較において昼夜間人口比率との関連をみると、昼夜間人口比率が高い都市は事業系ごみ1人1日当たり排出量が多い傾向があり、本市の昼夜間人口比率は109%と高いことから、昼間の市外からの労働者の流入により事業系ごみが多くなっていると考察されます。

表 2 事業系ごみ1人1日当たり排出量と昼夜間人口比率（大阪府内）

順位	市町村名	人口 (人)	人口一人一日当たり ごみ総排出量（事業 系） (g/人・日)	昼間人口 (人)	昼夜間人口比率 (昼間人口/夜 間人口) (%)
1	大阪府太子町	13,615	48	10,715	77.9
2	大阪府千早赤阪村	5,391	58	4,784	89.0
3	大阪府島本町	30,636	87	22,790	76.0
4	大阪府忠岡町	17,226	130	16,201	93.7
5	大阪府富田林市	112,594	135	99,823	87.6
6	大阪府交野市	77,898	136	59,274	77.5
7	大阪府豊能町	20,135	137	13,923	69.8
8	大阪府河南町	15,742	143	15,796	98.0
9	大阪府河内長野市	107,476	164	90,462	84.6
10	大阪府四條畷市	55,806	167	47,845	85.3
11	大阪府大阪狭山市	58,134	171	51,316	88.8
12	大阪府松原市	120,932	185	109,535	90.7
13	大阪府羽曳野市	112,812	188	96,966	86.1
14	大阪府柏原市	70,251	197	67,341	94.7
15	大阪府大東市	121,936	199	120,542	97.8
16	大阪府岬町	16,180	205	13,183	82.7
17	大阪府寝屋川市	235,959	212	210,924	88.8
18	大阪府八尾市	267,764	215	253,886	94.5
19	大阪府枚方市	404,324	229	359,078	88.8
20	大阪府熊取町	43,926	230	35,519	79.9
21	大阪府池田市	103,501	243	94,541	91.7
22	大阪府高石市	57,992	246	52,666	93.2
23	大阪府田尻町	8,621	250	8,960	106.5
24	大阪府阪南市	55,394	255	42,155	77.7
25	大阪府吹田市	370,365	264	362,737	96.9
26	大阪府高槻市	353,540	277	309,389	87.9
27	大阪府和泉市	186,237	277	161,475	86.8
28	大阪府豊中市	405,463	293	349,896	88.5
29	大阪府守口市	144,083	302	136,585	95.5
30	大阪府堺市	841,345	313	785,324	93.6
31	大阪府能勢町	10,399	325	9,304	90.7
32	大阪府箕面市	137,766	333	115,249	86.4
33	大阪府藤井寺市	65,443	363	55,605	85.0
34	大阪府泉大津市	75,273	395	68,995	90.9
35	大阪府泉南市	62,549	412	58,383	93.5
36	大阪府摂津市	85,260	423	93,646	110.2
37	大阪府東大阪市	491,002	428	522,051	103.8
38	大阪府門真市	123,972	429	134,737	109.0
39	大阪府茨木市	281,320	438	258,310	92.2
40	大阪府岸和田市	197,142	444	175,695	90.1
41	大阪府貝塚市	88,059	518	78,167	88.1
42	大阪府大阪市	2,700,666	556	3,543,449	131.7
43	大阪府泉佐野市	100,783	874	107,084	106.1
平均		205,928	277	214,519	91.4
最大		2,700,666	874	3,543,449	131.7
最小		5,391	48	4,784	69.8
標準偏差		422,264	153	542,240	10.7
当該市町村実績		123,972	429	134,737	109.0

※総人口は平成29（2017）（廃棄物処理事業実態調査）、昼間人口及び昼夜間人口比率は平成27（2015）（国勢調査）による。

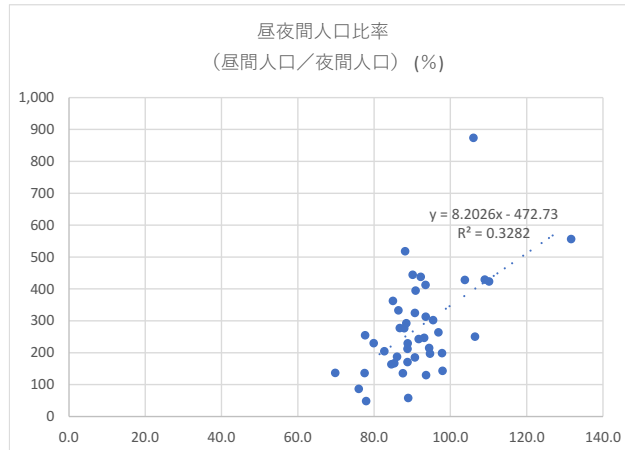


図 10 事業系ごみ 1 人 1 日当たり排出量と昼夜間人口比率の相関分布 (大阪府内)

(3) ごみ処理費用について

平成28 (2016) 年度のごみ 1 t 当たりの処理費用は約 6 万 4 千円であり、北河内 7 市平均 (約 5 万 3 千円)、大阪府内平均 (約 5 万 7 千円) と比べて高くなっており、特に中間処理費用についてはごみ 1 t 当たりの処理費用、人口 1 人当たりの処理費用いずれにおいても特に高くなっています。

また、ごみ 1 t 当たりの処理費用は収集運搬・中間処理・最終処分費用いずれの単価も増加傾向にあることから、ごみ処理費用の適正化に向けた方策について検討する必要があります。

(4) リサイクルの推進について

本市のリサイクル率は 12.5% で、全国類似都市との比較において 57 市町村中 49 位、大阪府内の他都市との比較においても 43 市町村中 32 位と下位に位置しており、北河内 7 市の平均 15.9% と比べても下回っており、リサイクル率の向上を図っていく必要があります。

(5) ごみ処理体制のあり方について

一般にごみ処理施設の耐用年数が 20 年から 25 年程度とされるなか、令和 2 (2020) 年 3 月で、平成元 (1989) 年 3 月に稼働したごみ焼却施設である第 4 号炉と破碎処理施設は 31 年、平成 8 (1996) 年 3 月に稼働した第 5 号炉は 24 年が経過しています。また、資源化施設である門真市立リサイクルプラザも、平成 14 (2002) 年 3 月の稼働から 18 年が経過しており、いずれの施設も老朽化に伴う補修工事費の増加が避けられない状況にあることから、今後のごみ処理体制のあり方について検討し、早期に方針を決定する必要があります。

第5章 基本理念

本計画では、基本理念を「循環型社会・低炭素社会構築をめざすやさしいまち門真」とし、市民・事業者・行政がそれぞれ役割分担して、ごみの減量やリサイクル、適正処理を継続することにより、循環型社会・低炭素社会の構築をめざします。

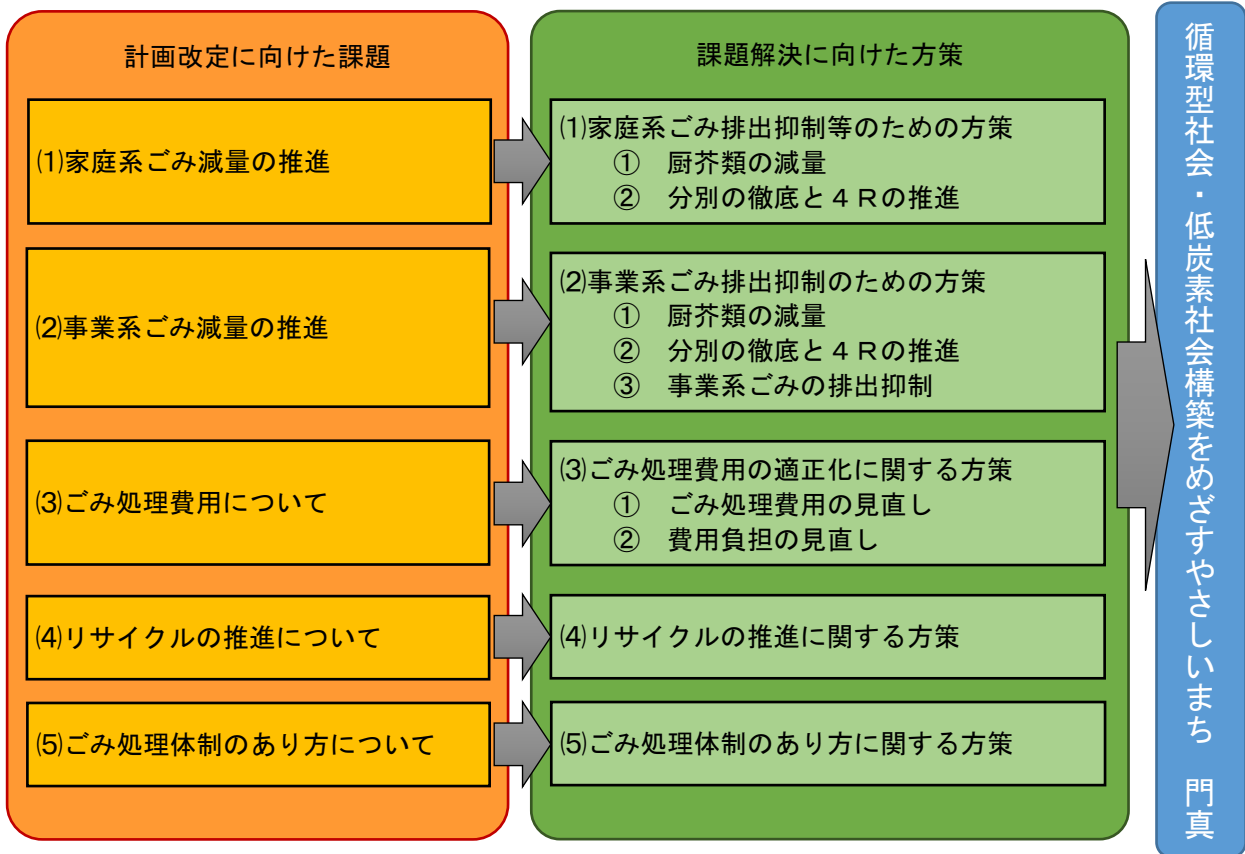


図 11 ごみ処理基本計画の体系図

第6章 ごみ排出量及び処理量の見込み

第1節 ごみ将来排出量推計の方法

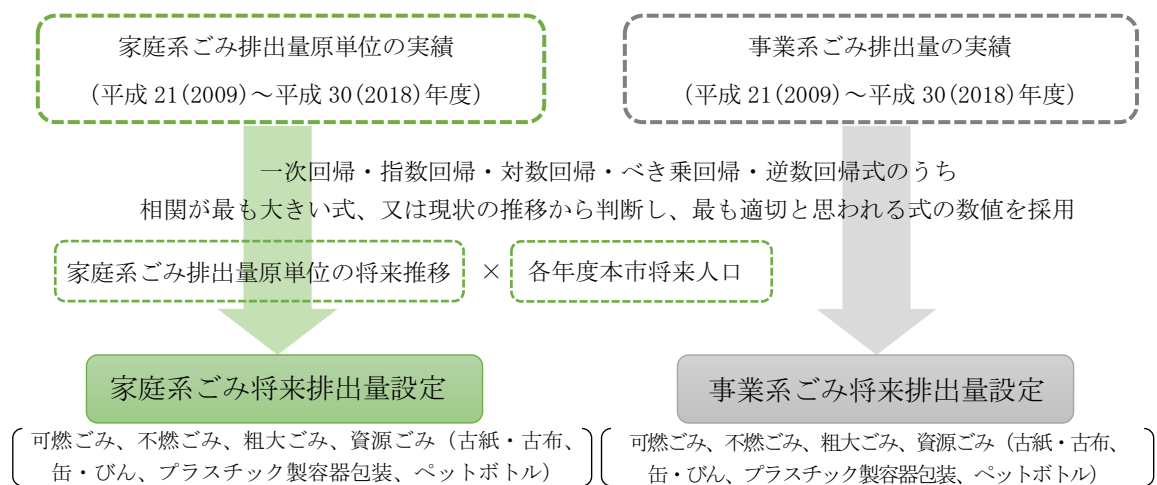


図 12 ごみ将来排出量の設定フロー

第2節 将来のごみ処理フロー（現状趨勢の場合）

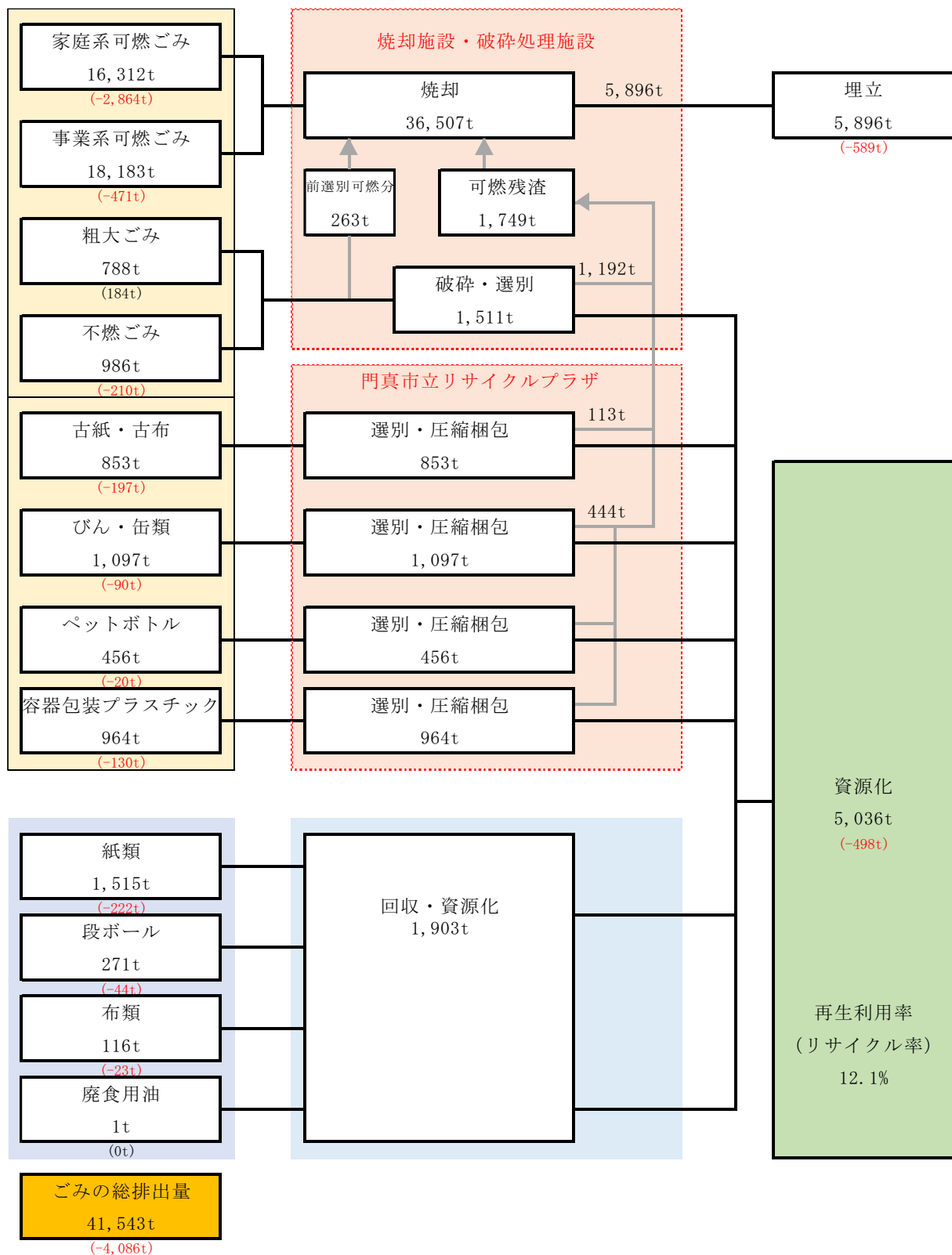


図 13 最終目標年次（令和11(2029年)）のごみ処理フロー（現状趨勢の場合）

第7章 課題解決に向けた方策

第1節 課題解決に向けた方策

(1)家庭系ごみ排出抑制等のための方策

①厨芥類の減量

- ・すぐ使うものは期限が近くても購入することや、計画的に購入する等の対策
- ・家庭での水切りの実施
- ・広報、チラシ、パンフレット等により市民に周知

②分別の徹底と4Rの推進

- ・分別の徹底について広報、チラシ、パンフレット等により市民に周知
- ・外国人向けのごみ分別講座やごみ減量手法について情報交換を行う市民ワークショップを開催する等、さまざまな手法により啓発を行っていきます。
- ・4R【リフューズ（不要なものを使わない）、リデュース（ごみを減らす）、リユース（繰り返し使う）、リサイクル（資源として利用する）】についても推進していきます。

(2)事業系ごみ排出抑制等のための方策

①厨芥類の減量

- ・少量パックや量り売りでの販売、年齢層に合わせたメニューの設定
- ・広報、チラシ、パンフレット等により事業者にも周知

②分別の徹底と4Rの推進

- ・分別の徹底について広報、チラシ、パンフレット等により事業者にも周知
- ・4R【リフューズ（不要なものを使わない）、リデュース（ごみを減らす）、リユース（繰り返し使う）、リサイクル（資源として利用する）】を推進

③事業系ごみの排出抑制

事業系ごみの排出抑制方策として下記の施策を行います。本市としてはこれらを実施するための体制の整備等を行います。

■展開検査

門真市クリーンセンターへ搬入された事業系ごみについて、展開検査を実施します。

■事業所への指導・立ち入り検査

展開検査において不適切なごみの搬入が確認された事業者に対して、適正なごみ排出ルールへの徹底やごみ減量への協力について指導を行います。

また、必要に応じて事業所への立ち入り検査を行います。

(3)ごみ処理費用の適正化に関する方策

①ごみ処理費用の見直し

本市のごみ1t当たりの処理費用は約6万4千円と、北河内7市平均（約5万4千円）、大阪府平均（約5万7千円）と比べて高くなっており、特に中間処理

費用についてはごみ1 t当たりの処理費用、人口1人当たりの処理費用いずれも特に高くなっていることから、ごみ処理費用の見直しを図ります。

②費用負担の見直し

受益者負担、ごみ減量行動への誘導、ごみに対する市民意識の向上、負担の公平化等の観点から、必要に応じて、家庭系ごみの有料化や事業系ごみの処理手数料の見直しを検討します。

(4)リサイクルの推進に関する方策

リサイクルの推進として、小型家電の選別、リユース品受付・販売、剪定枝等の資源化、再生資源集団回収活動の活性化、資源化業者のリスト化等の実施に向けて検討を進めます。

また、魚あらについては、食品リサイクル法に基づき国の登録を受け、府内で魚あらの再生利用を行う唯一の事業者である小島養殖漁業生産組合において資源化を図るものとします。

(5)ごみ処理体制のあり方に関する方策

老朽化する各施設状況の把握と長期的かつ計画的に施設管理を行うことを目的として、平成29（2017）年3月にリサイクル・焼却施設等管理計画を策定し、平成31（2019）年3月には延命化対策の見直しに伴って、一部改訂を行いました。

当面は当該計画に基づいて、ライフサイクルコストの低減を図るとともに、ストックマネジメント手法の考え方を導入し、施設の長寿命化を図ることを前提としますが、将来におけるごみ処理量を勘案して、今後の施設のあり方について検討します。

また、将来的な施設の整備・運営のあり方については、国及び大阪府によって示されているごみ処理広域化の推進という政策方針、人口減少やごみ減量化・リサイクルの進展によるごみ処理量減少への対応、災害時等における継続的かつ安定的なごみ処理体制の確保、ごみ処理事業のコスト縮減等を踏まえて検討していくこととします。

第2節 前回計画から継続・強化する取組み

前回計画において実施することとしていた取組みのうち、今後も継続又は強化していく施策は下記のとおりとします。

(1)家庭系ごみの減量等に関する主要な施策

前回計画の内容		継続・強化する取組み
市民・事業者・門真市の三者協働の体制づくり		・廃棄物減量等推進審議会の設置
レジ袋削減等の三者協働による具体的な取組みの展開		・レジ袋削減キャンペーンの実施
地域におけるごみ減量の担い手づくりとリサイクル活動の活性化		・市ホームページ、広報による周知
店頭回収・拠点回収の拡充		・廃油の拠点回収実施 ・もったいないブースの設置（不用品の無償提供） ・市ホームページ・広報・ごみ通信での周知 ・資源物持ち去り対策の実施 ・市内電気店の協力による廃蛍光管等の店頭回収の実施 ・小型家電、水銀使用廃棄物の拠点回収の実施
分別排出ルールの周知徹底		・「門真市暮らしの便利帳」「ごみの出し方・分け方」「粗大ごみの出し方と申し込みの手引き」の配布 ・市ホームページ・広報での周知 ・分別指導の実施
ごみ減量に取り組む地域団体や市民活動グループへの支援の充実		・再生資源集団回収奨励金制度の継続
大規模住宅団地等へのリサイクル促進指導の充実		・開発協議の実施
再生品の使用拡大等リサイクルシステムの安定化	1) 再生品の使用拡大	・再生紙の利用
	2) 再生資源業者との連携強化	・再生資源事業者指定制度の実施

(2)事業系ごみの減量等に関する主要な施策

前回計画の内容		継続・強化する取組み	
排出者責任の浸透と自己管理意識の定着		・市ホームページ・広報での周知	
分別排出の徹底とごみ減量の推進	1) 分別排出の徹底	・展開検査、指導・立ち入り検査	
	2) 個別事業所に対するごみ減量指導の強化	①事業系ごみの排出実態の把握	・搬入量月報の確認
		②立ち入り調査の実施	・事業所への立ち入り調査の実施
		③事業系ごみ減量の手引きの作成	・事業系ごみ分別ハンドブックの作成
		④新規大規模事業所等建設に伴う再利用促進指導の充実	・開発協議の実施
3) 許可業者との連携と指導	・許可業者事務研修会の開催		
搬入検査の強化		・展開検査の実施 ・搬入申請書の提出	
ごみ減量へインセンティブが働く収集システムの検討		・事業系一般廃棄物処理手数料の見直し	

前回計画の内容		継続・強化する取組み
公共施設における率先行動の充実	1) 職員へのごみ減量意識の徹底	・門真市エコオフィス推進計画の策定
	2) 公共施設におけるごみ減量化・適正処理の取組み強化	・水銀使用廃棄物の分別回収

(3)環境教育・啓発等に関する主要な施策

前回計画の内容		継続・強化する取組み	
環境を守る主体的行動の活動拠点の機能強化		<ul style="list-style-type: none"> ・かどまエコフェスティバルの企画・開催 ・環境学習推進講座の実施 ・かどまエコアートコンクールの実施 ・もったいないブースの実施 	
環境にやさしい生活の定着	1) 啓発活動・環境教育の充実	①啓発活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・市ホームページ・広報・ごみ通信での情報提供 ・かどまエコフェスティバルの実施
		②環境教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・環境副読本の作成 ・環境学習（施設見学）の実施 ・リサイクル工作講座の実施 ・かどまエコアートコンクールの実施
	2) 環境やごみに関する情報提供の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・市ホームページ・広報での情報提供 ・施設見学の受入実施についてホームページでの案内 	

(4)低炭素社会・循環型社会構築に関する施策

前回計画の内容		継続・強化する取組み
低炭素社会実現のためのごみ処理システムの運営		・門真市エコオフィス推進計画の策定
資源化の推進と適正処理に適した分別収集体制の確立		<ul style="list-style-type: none"> ・収集ルート、ステーション配置の見直し ・収集業務委託による効率化
市民ニーズに対応した収集サービスの実施		<ul style="list-style-type: none"> ・さわやか訪問 ・ふれあいサポート
収集作業・施設の維持管理の安全対策の確保		<ul style="list-style-type: none"> ・労働安全衛生講習会の実施 ・交通安全講習会の実施 ・職員安全衛生委員会による職場巡視実施
既存焼却施設の長寿命化と、次期焼却施設の整備に向けた準備		・現有施設の長寿命化計画により基幹改良工事を予定
既存施設の維持管理の徹底と処理事業の効率化		<ul style="list-style-type: none"> ・定期的な維持保守管理 ・展開検査の実施 ・収集業務の民間委託実施
最終処分場の安定的確保	1) 広域最終処分場の安定的な確保	・国や大阪府に対して、要望書の提出
	2) ごみ減量化の推進による最終処分量の削減	・一般廃棄物処理基本計画の策定
適正処理が困難な物への対応強化		<ul style="list-style-type: none"> ・処理困難物の適正処理に向けた周知の実施 ・排出事業者への指導徹底
在宅医療廃棄物等の新しい廃棄物問題に対する処理ルールの検討		<ul style="list-style-type: none"> ・医師会の協力に基づく感染性医療廃棄物の引き取りによる適正処理実施 ・情報収集の適宜実施
廃棄物処理に関する総合的震災対策の充実		<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物処理基本計画に基づく実施要領策定 ・実施要領の適宜見直し
きれいで潤いのあるまちづくりの推進		・キラッとかどま（市内統一清掃）の実施等による啓発

第3節 将来のごみ処理フロー（施策実施後）

施策実施後の最終目標年次（令和11（2029）年度）のごみ処理フローを以下に示します。

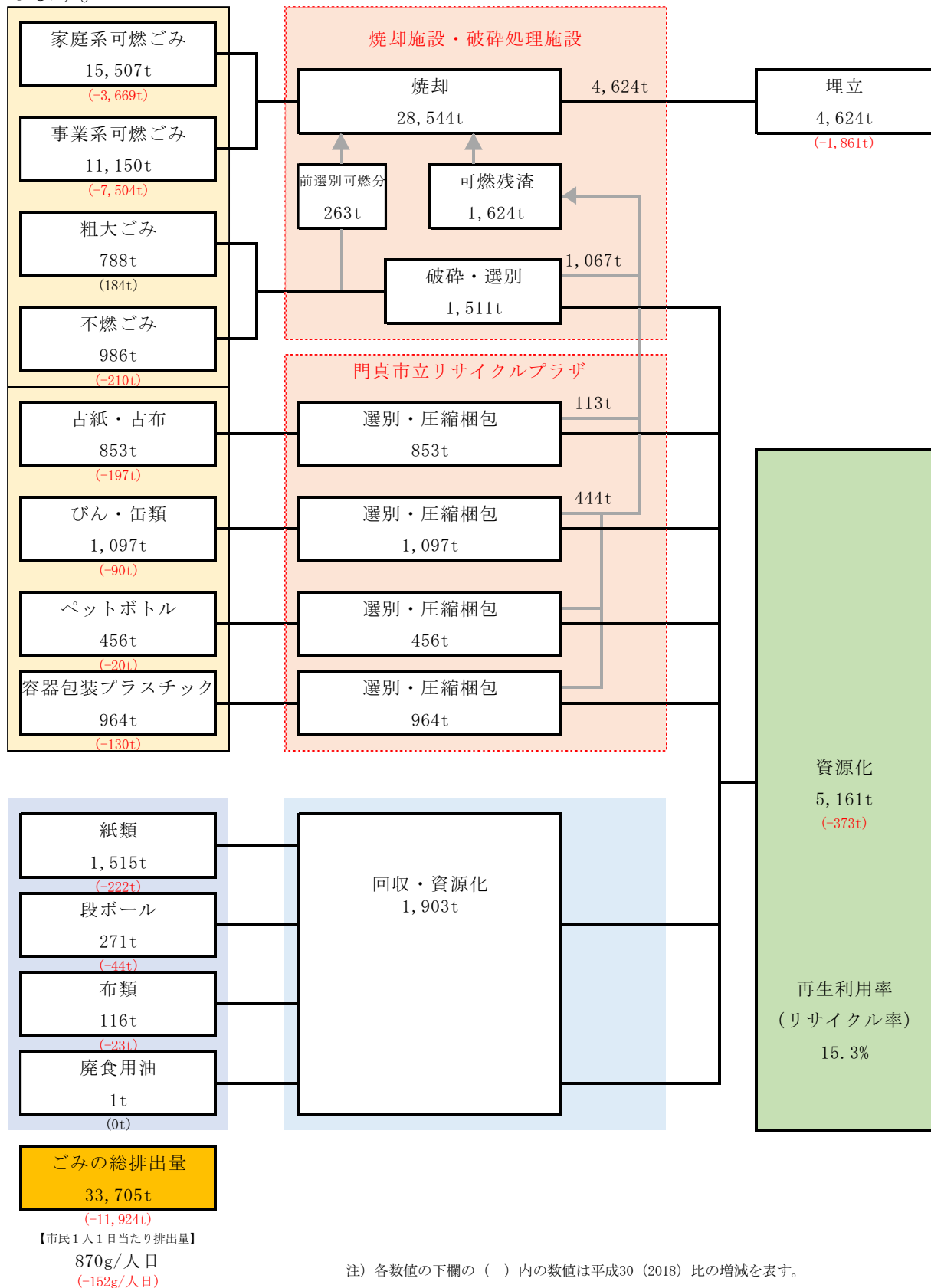


図 14 最終目標年次（令和11（2029）年）のごみ処理フロー（施策実施後）

第3部 生活排水処理基本計画

第1章 生活排水処理の現状

第1節 生活排水処理システムの概要

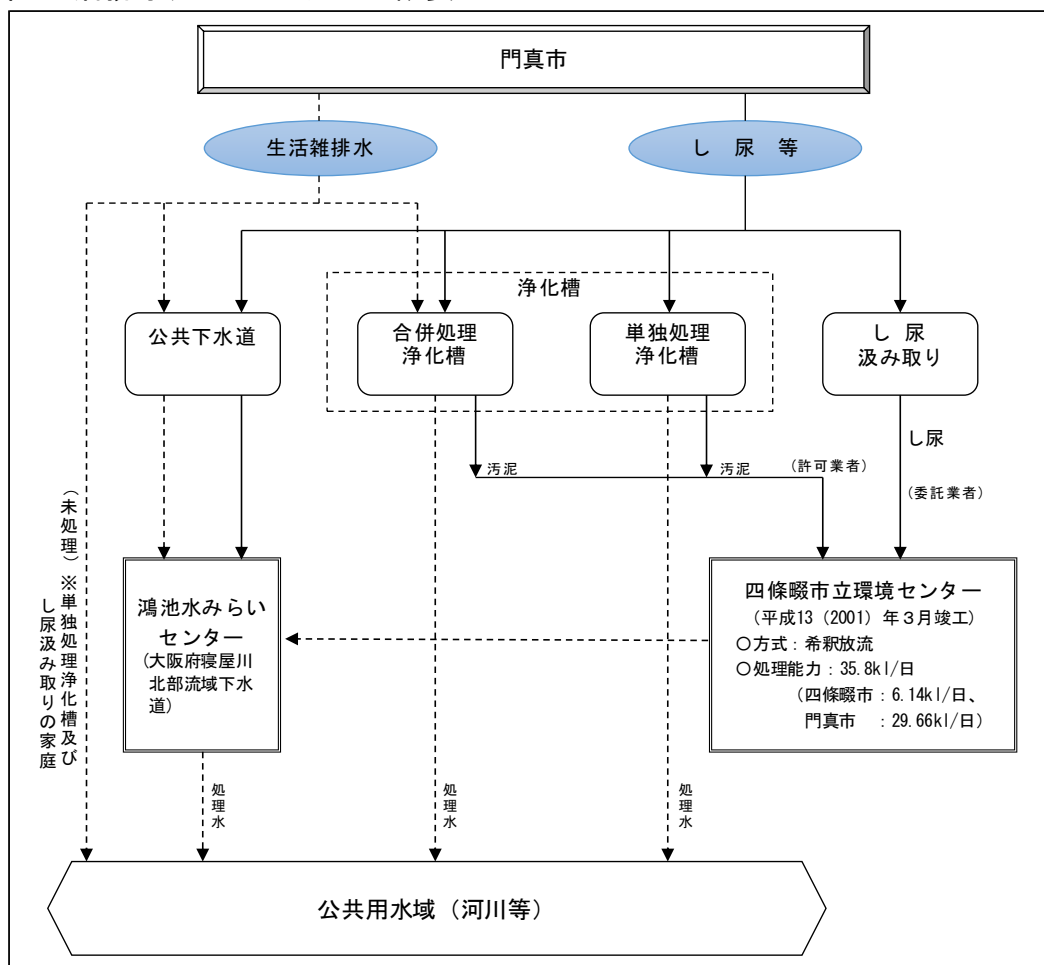


図 15 生活排水処理システムの概要

第2章 生活排水処理における基本的課題

生活排水処理における基本的課題は以下のとおりです。

【し尿及び浄化槽汚泥処理への適切な対応】

区域内の全戸が下水道へ接続されるまでにはしばらく期間を要すると考えられることから、この期間において発生するし尿及び浄化槽汚泥の適正な処理を継続する必要があります。

【各種施設の老朽化】

四條畷市立環境センターは老朽化が進んでいることから、継続的な能力の確保が課題として挙げられます。

また、本市の公共下水道は、施設の多くは高度経済成長期に急速に整備されたものであるため、今後同時期に老朽化することが見込まれる中、適切に管理していくことが課題となっています。

第3章 生活排水処理計画

第1節 基本理念

- ①快適で清潔な生活環境づくりと自然環境保全のため、地域特性等を十分考慮しながら啓発に努めます。
- ②水環境の保全・改善に関する広報・啓発活動を積極的に行い、水質保全に対する市民意識の向上を図ります。

第2節 基本方針

本市の生活排水処理の現状をふまえ、生活排水処理の基本方針を以下のとおり定めます。

基本方針1 公共下水道への接続の推進

河川の水質汚濁防止と生活環境の保全のために、公共下水道の整備区域内においては、下水道法の規定に基づき、下水道担当課と協力しながら、公共下水道への切替えを推進します。

基本方針2 生活排水対策の啓発

単独処理浄化槽及びし尿汲み取り家庭から排出され、未処理のまま公共用水域へ放流されている生活雑排水が環境に与える影響について市民の理解を深めるとともに、発生源における汚濁負荷削減対策について啓発を行います。

第4章 計画目標年度

本計画は、令和2（2020）年度を初年度、5年後の令和6（2024）年度を中間目標年度とし、10年後の令和11（2029）年度を最終目標年度としますが、計画期間内でも、社会経済情勢、関係法令や諸制度等が大きく変化した場合は、必要に応じて計画を見直します。

第5章 処理方式別人口及び排出量の見込み

第1節 処理方式別人口の見込み

表3 処理方式別人口の見込み

(単位：人)

区分\年度	H30 (2018)	H31/R01 (2019)	R02 (2020)	R03 (2021)	R04 (2022)	R05 (2023)	R06 (2024)	R07 (2025)	R08 (2026)	R09 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)
1. 計画処理区域内人口	122,299	120,750	119,201	117,750	116,299	114,848	113,397	111,946	110,495	109,044	107,593	106,142
2. 水洗化・生活雑排水処理人口	117,160	115,922	114,812	113,784	112,663	111,535	110,417	109,274	108,125	106,968	105,753	104,518
水洗化・生活雑排水処理率	95.8%	96.0%	96.3%	96.6%	96.9%	97.1%	97.4%	97.6%	97.9%	98.1%	98.3%	98.5%
(1)公共下水道(水洗化)人口	113,153	112,177	111,215	110,332	109,437	108,531	107,727	106,796	105,854	104,900	103,935	102,958
(水洗化率)	92.5%	92.9%	93.3%	93.7%	94.1%	94.5%	95.0%	95.4%	95.8%	96.2%	96.6%	97.0%
(2)合併処理浄化槽人口	4,007	3,745	3,597	3,452	3,226	3,004	2,690	2,478	2,271	2,068	1,818	1,560
3. 水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽)	3,739	3,516	3,168	2,831	2,587	2,347	2,113	1,885	1,661	1,443	1,281	1,137
4. 非水洗化人口	1,400	1,312	1,221	1,135	1,049	966	867	787	709	633	559	487
(1)し尿汲み取り人口	1,400	1,312	1,221	1,135	1,049	966	867	787	709	633	559	487
(2)自家処理人口	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5. 計画処理区域外人口	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

注) 水洗化・生活雑排水処理率：水洗化・生活雑排水処理人口÷計画処理区域内人口

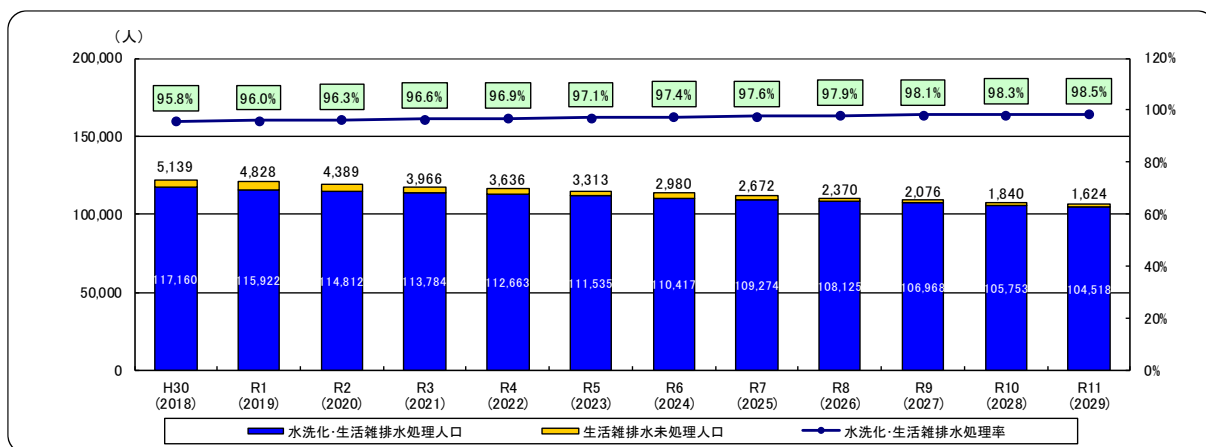


図 16 水洗化・非水洗化人口及び水洗化・生活雑排水処理率の将来推移

表 4 し尿及び浄化槽汚泥量の見込み

区分\年度	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	
収集人口 (人)	し尿	1,400	1,312	1,221	1,135	1,049	966	867	787	709	633	559	487
	浄化槽	7,746	7,261	6,765	6,283	5,813	5,351	4,803	4,363	3,932	3,511	3,099	2,697
収集量 (kℓ/年)	し尿	2,088	1,959	1,823	1,694	1,566	1,442	1,294	1,175	1,058	945	835	727
	浄化槽汚泥	6,024	5,645	5,259	4,885	4,519	4,160	3,734	3,392	3,057	2,730	2,409	2,097
	計	8,112	7,604	7,082	6,579	6,085	5,602	5,028	4,567	4,115	3,675	3,244	2,824

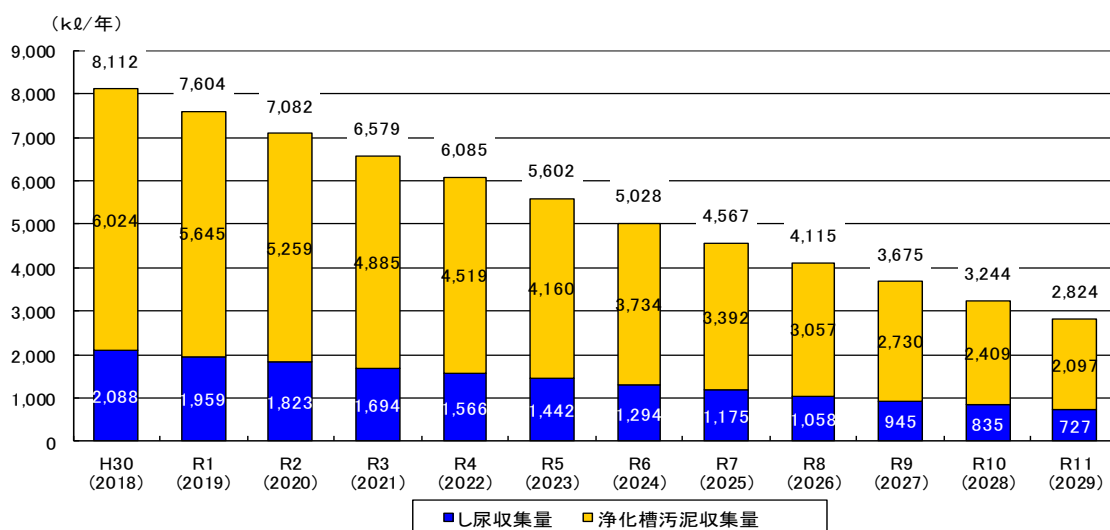


図 17 し尿及び浄化槽汚泥量の将来推移

第6章 収集・運搬計画

し尿汲み取りについては、委託業者により収集・運搬を行います。

また、浄化槽汚泥については、許可業者により収集・運搬を行います。

なお、許可業者については、現行の収集体制において、処理計画の円滑かつ的確な遂行が確保されていることから、新たな法令の整備により必要が生じた場合等を除いて、新規許可は行わない方針とします。

第7章 処理・処分計画

当面は四條畷市への委託処理を継続し、四條畷市立環境センターにて希釈し、鴻池水みらいセンターへ移送した後、処理するものとします。

第8章 浄化槽対策計画

浄化槽設置家庭等に対しては、適正管理に関する意識啓発等の管理・指導を継続することにより、浄化槽から流出した汚水や汚泥による公共用水域の汚濁防止に努めます。

第9章 生活雑排水対策計画

公共下水道整備が完了した地域については、下水道法の規定に基づき、下水道担当課と協力しながら、早期に下水道へ接続するようPRを進めていきます。

また、河川・水路等の水質改善を図るため、家庭や事業所で日頃から生活雑排水対策を実践するよう、啓発活動・環境教育の充実に努めます。

さらに、施設の老朽化対策として、四條畷市と今後のし尿等処理のあり方について協議を行い、他の近隣市との広域化・共同化も視野に入れながら、施設の更新工事や建替え等を検討することにより、し尿等の処理に必要な能力を継続的に確保できるよう取り組みます。

公共下水道の老朽化対策については、本市の下水道法事業計画に、長期的な改築の需要見通しを含めた施設の機能の維持に関する方針を定めています。また、下水道施設を適切に管理していくために平成31（2019）年3月に策定したストックマネジメント計画に基づき、今後、計画的かつ効率的な維持・修繕及び改築・更新に取り組みます。

第4部 災害廃棄物処理基本計画

第1章 計画の位置付け

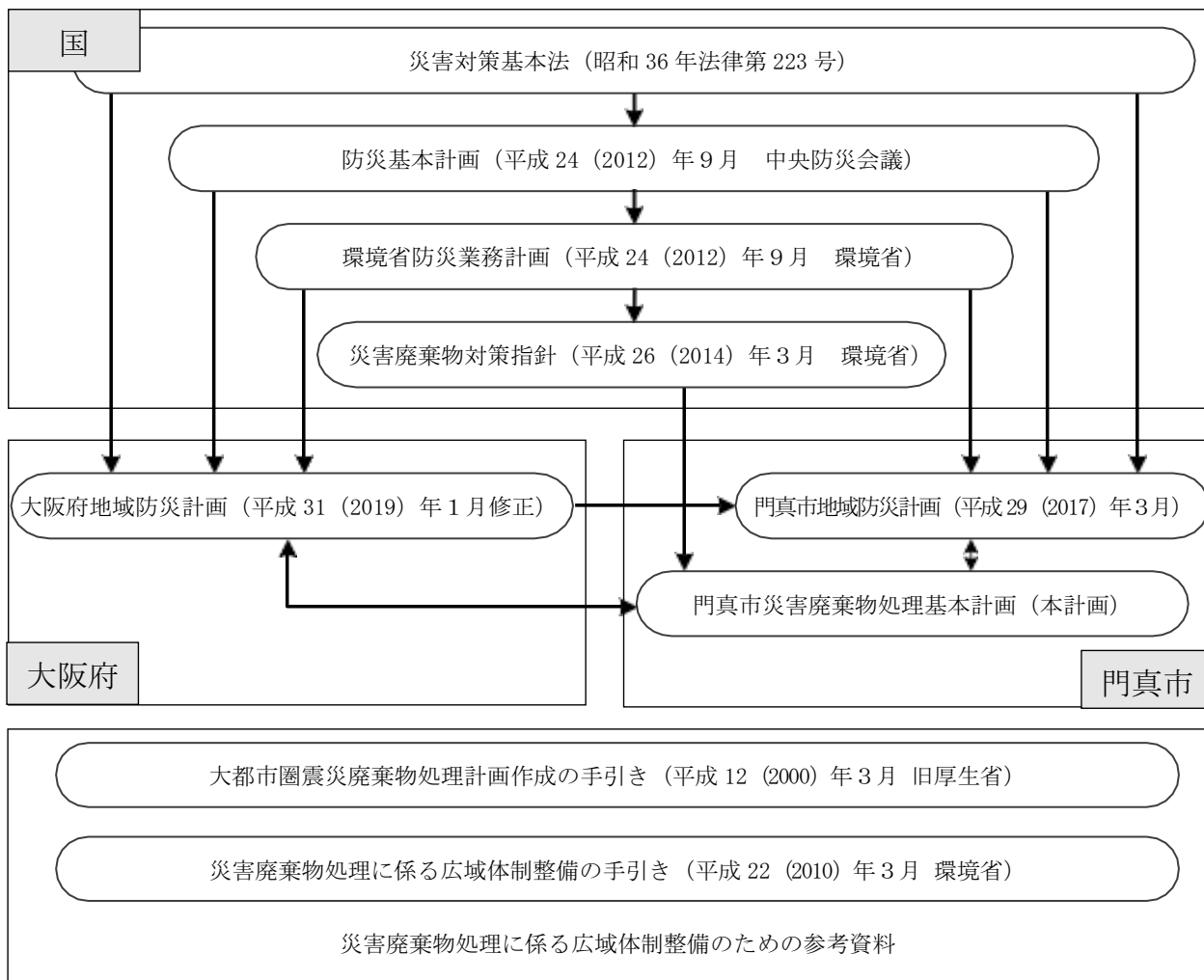


図18 災害廃棄物処理に係る防災体制に関する各種法令・計画の位置づけ
 出典：「災害廃棄物対策指針（改定版）」（平成30（2018）年3月、環境省）より引用作成

第2章 災害廃棄物処理の基本方針

〈基本方針1〉 災害廃棄物処理体制の整備

災害時において発生する廃棄物の処理に迅速かつ的確に対応していくため、平常時から災害廃棄物処理体制を整備します。

〈基本方針2〉 災害廃棄物の衛生的かつ計画的な処理の実施

災害で発生した廃棄物は膨大かつ様々な種類のものが想定されることから、特に衛生面に配慮した計画的な処理を実施することをめざします。

〈基本方針3〉 災害廃棄物処理に関する情報周知・教育活動の推進

災害時に市全体で対応できるように、平常時から災害廃棄物処理に関する情報周知や教育活動を行います。

第3章 災害廃棄物処理に係る基礎的事項

第1節 計画の対象

(1)対象とする災害

本計画では、地震災害、風水害その他自然災害を対象とします。

(2)対象とする廃棄物

表 5 本計画で対象とする廃棄物

災害廃棄物		概要	本計画の 対象
一 般 廃棄物	し尿 ^{※1}	被災施設の仮設トイレからのし尿	○
		通常家庭のし尿	
	生活ごみ ^{※1}	被災した住民の排出する生活ごみ	○
		通常生活で排出される生活ごみ	
	避難所ごみ ^{※1}	避難施設で排出される生活ごみ	○
	災害に起因す る廃棄物	道路啓開や救助捜索活動に伴い生じる廃棄物	○
		損壊家屋等から排出される家財道具（片付けごみ）	○
		損壊家屋等の撤去等で発生する廃棄物	○
	事業系 一般廃棄物	被災した事業場からの廃棄物 ^{※2}	○
		事業活動に伴う廃棄物（産業廃棄物を除く。）	
産業廃棄物	廃棄物処理法第2条第4項に定める事業活動に伴って生じた廃棄物		

※1 生活ごみ、避難所ごみ及びし尿（仮設トイレ等からのくみ取りし尿、災害に伴って便槽に流入した汚水は除く）は災害等廃棄物処理事業費補助金の対象外である。

※2 災害の程度や排出量により本市としての対応を検討する。

注) 廃棄物処理法第22条 国は、政令で定めるところにより、市町村に対し、災害その他の事由により特に必要となった廃棄物の処理を行うために要する費用の一部を補助することができる。

(3)被害想定に基づく災害廃棄物の発生量

ここで想定する災害は、大阪府災害廃棄物処理基本計画で対象としている上町断層帯地震等及び南海トラフ巨大地震とします。

表 6 被害想定に基づく門真市の災害廃棄物発生量

(単位：万 t)

	発生量（上町断層帯地震等）					
	上町断層帯地震A	上町断層帯地震B	生駒断層帯地震	有馬高槻断層帯地震	中央構造線断層帯地震	東南海・南海地震
合計	82.9	9.4	123.9	12.7	0.2	4.7
可燃物	20.0	2.3	30.0	3.2	0	1.1
不燃物	62.9	7.1	93.9	9.6	0.2	3.5

出典：大阪府災害廃棄物処理基本計画 資料23-1 災害廃棄物発生量の推計結果—上町断層帯地震等—

(単位：万 t)

	発生量（南海トラフ巨大地震 ケース：冬18時）		
	災害廃棄物	津波堆積物	
		最小値（推積高2.5cm）	最大値（推積高4.0cm）
合計	63.1	0	0
揺れ	2.4		
液状化	8.2		
津波	0		
急傾斜	0		
火災	52.2		

出典：大阪府災害廃棄物処理基本計画 資料23-2 災害廃棄物発生量の推計結果—南海トラフ巨大地震—

第2節 各主体の役割

(1)市町村

災害廃棄物は一般廃棄物に位置付けられるものであり、その処理は、本市が主体となって処理を行います。本市が被災していない場合は、被災市町村からの要請に応じて、人材及び資機材の応援を行うとともに、被災地域の災害廃棄物の受入を積極的に行います。

(2)都道府県

都道府県は、処理主体である市町村が適正に災害廃棄物の処理を行えるよう、被害状況や対応状況等を踏まえた技術的支援や各種調整を行います。

また、災害により甚大な被害を受けて被災市町村の廃棄物所管部署の執行体制が喪失した場合等、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14の規定に基づき、被災市町村が都道府県へ事務の委託を行った場合には、市町村に代わって、都道府県が直接、災害廃棄物の処理の一部を担うことがあります。

(3)事業者

事業者は、事業場から排出される廃棄物の適正処理と円滑かつ迅速な処理に努めます。都道府県と災害時の協力協定を締結している関係機関・関係団体は、都道府県の要請に応じて速やかに支援等に協力する等、その知見及び能力を活かした役割を果たすよう努めます。また、危険物、有害物質等を含む廃棄物その他の適正処理が困難な廃棄物を排出する可能性のある事業者は、これらの適正処理に主体的に努めます。

(4)市民・ボランティア

本市が災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理することができるよう、市民及びボランティアは片付けごみ等の災害廃棄物の排出段階での分別の徹底等、一定の役割を果たすよう努めます。またボランティアは、本市と連携して被災家屋の後片付け等の被災者支援を行います。

第3節 処理目標期間の設定

(1)生活ごみ・避難所ごみ・し尿

災害時は、まず生活ごみ・避難所ごみ・し尿の収集運搬・処理を優先します。発災後、廃棄物処理体制に係る支障を確認し、速やかに生活ごみ・避難所ごみ・し尿の収集・処理を再開します。

(2)災害廃棄物

早期の復旧・復興に向け、災害廃棄物の処理は可能な限り早期の完了をめざします。

腐敗性の廃棄物は初動期において最優先で処理します。

木材、金属くず、コンクリートがら、廃家電、廃自動車は、排出され次第、仮置場のスペースを確保するためにも早急に処理先や復興事業先へ搬出して処理します。

処理目標期間は、災害の規模や災害廃棄物の発生量に応じて適切に設定するが、大規模災害においても3年以内の処理完了をめざします。なお、処理期間について国の指針が示された場合は、その期間との整合性を図り設定します。

第4節 災害廃棄物処理実施要領の策定

災害廃棄物処理実施要領は、関係者と情報を共有しながら処理の全体像を整理して策定するものとします。なお、実施要領については、様々な被災事例も踏まえ、適宜見直し、改定していくものとします。

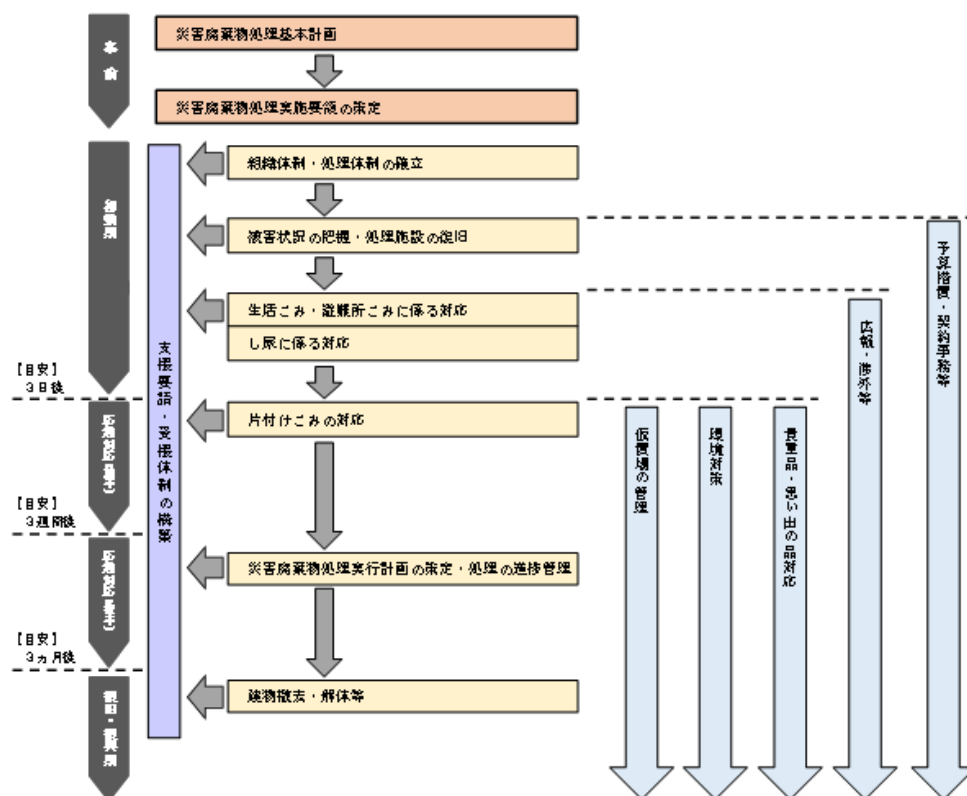


図 19 廃棄物対応の基本的な流れ

門真市一般廃棄物処理基本計画（概要版）

発行・編集： 門真市 市民生活部 環境政策課

〒571-0042

大阪府門真市深田町19番5号 リサイクルプラザ3階

電話：06-6909-4129

ホームページ：<https://www.city.kadoma.osaka.jp/>